

# 平成18年度定期監察結果について

## 《監察事項》

安全・安心な社会づくりへ向けた取組みの状況

I 官紀の保持のための取組みの状況

II 地方整備局等と地方運輸局等の施策の連携・総合化へ向けた取組みの状況

## 《対象機関》

- 北陸、中部、近畿、九州（地方整備局）、  
北陸信越、中部、近畿、九州（地方運輸局）、  
沖縄総合事務局

# I 安全・安心対策の強化に向けた取組の状況

## 《監察の内容》

- 国土交通行政に関して、国民の生命、身体、財産に対する安全・安心対策強化のための地方支分部局における以下の取組の状況等を調査

### (地方整備局等)

- 構造計算書偽装問題に関する対策の実施状況
- 公共工事事故防止のための重点対策の実施状況等
- 低価格受注に係る安全対策の確認状況
- 個人情報保護等の情報セキュリティ対策の状況

### (地方運輸局等)

- 安全確保のための鉄道事業者等に対する指導・監督の状況
- 個人情報保護等のセキュリティ対策の実施状況
- 運輸安全マネジメント評価の実施準備及び実施状況(鉄道関係)
- 安全・安心ソフト対策の実施状況

## 《提示意見等》

### (地方整備局等)

- ◆ 地方整備局等は、管内における国の地方支分部局としての役割を果たすため、実情を踏まえつつ、組織・体制の充実を図り、また、地方整備局等が中心となった情報収集・連絡調整等をさらに図っていくことが必要。

\* 構造計算書偽造問題については全国的な取組としての的確に実施されていたが、管内の情報収集は本省中心に実施され即時性に乏しいなど管内の建築行政の中心として機能するためには組織・体制が不十分と考えられる。

- ◆ 直轄工事に関する「事故データベース」への登録が不十分(近畿を除く)であり、確実な登録を徹底する必要。

- ◆ 地域の実情に応じた低価格受注対策をさらに進めていくことが必要。

\* 北陸における重点調査実施のホームページでの公表が必要。

\* 基準作成や調査実施等地方整備局等の状況に応じた取組の検討が必要。

- ◆ 行政機関の保有する個人情報保護体制を構築していくための個人情報に係る台帳の整備等を早急に図る必要。

## 《提示意見等》

### (地方運輸局等)

- ◆ 行政機関の保有する個人情報保護体制を構築していくための個人情報に係る台帳の整備等を早急に図る必要。

- ◆ 運輸安全一括法に基づく運輸安全マネジメント評価につき、本省からの指導に従い、立入検査の体制・マニュアル等の整備につき段階的に実施していく必要

## Ⅱ 官紀の保持のための取組みの状況

### 《監察の内容》

#### ○国家公務員倫理法等の周知状況

- 国家公務員倫理法の施行・周知
- 公益通報者保護制度の周知

#### ○公共工事の入札・契約の適正化に関する取組状況

- 競争性向上のための入札形式の改善等
- 入札契約の過程に関する監視の強化
- ペナルティの強化
- 再就職・早期退職慣行の見直し
- 発注担当職員による的確な職務遂行

#### ○随意契約の適正化のための取組状況

- 公益法人等との間での随意契約締結時の決裁体制の強化
- 競争入札に移行した契約に係る電子入札の使用
- 第三者機関を活用した随意契約監視
- 公募手続きの導入及び企画競争の本格的な導入

#### ○行政対象暴力・不当要求対策の取組状況

- 行政対象暴力及び不当要求の実態把握
- 行政対象暴力及び不当要求への取組

### 《提示意見等》

#### ◆地方支分部局への公益通報窓口の設置及び国土交通省の外部に弁護士等を配置し直接内部通報を受け付ける窓口の設置について検討すること。

- \* 地方支分部局の対応する内容の案件が寄せられた情報のうち2割程度を占める実情。
- \* 内閣府、総務省及び金融庁では、外部の弁護士が通報者から直接情報を受け付ける窓口を設置済。
- \* 内部通報について、弁護士等第三者が直接受け付けることで、制度としての運用の公正さに対する通報者の信頼を得、より通報しやすくすることが可能。

#### ◆地方整備局等では、監督処分を行う権限を有する行政庁として、強化した建設業法上の監督処分の基準を設定し、公にすること。

- \* 監督処分を行う権限を有する行政庁として、建設業法上の監督処分の基準を設定し公にする必要。

#### ◆各地方支分部局において綱紀の厳正な保持に係る部局の長自らの意思表示などの率先した取組並びに中部運輸局、近畿運輸局及び沖縄総合事務局開発建設部においては、発注者綱紀保持委員会の設置を行うこと。

- \* 不正を根絶するとの明確な意思表示などの地方支分部局の長自らの率先した取組を行い監督責任を果たすことは重要であると思料。
- \* 「防止対策」において「発注担当職員による的確な職務遂行」を対策の項目としていることの重要性に鑑み、3局においては当該委員会を設置する必要。

#### ◆公募手続きの導入、企画競争の本格的な導入、決裁体制の強化及び入札監視委員会の審議対象追加について、本省からの各通知に即して対応すること。

- \* 公募手続きの導入、企画競争の本格的な導入及び決裁体制の強化及び入札監視委員会の審議対象に物品・役務の随意契約を追加することにつき、本省からの各通知に即して対応すること。

# Ⅲ 施策の連携・総合化に向けた取組みの状況

## 《監察の内容》

地方整備局等と地方運輸局等における相互の連携の場の設置状況や共同事務の実施状況、総合化に向けた取組み状況、地域の他の関係主体も含めた各種連携施策の取組み状況等について調査

- 地域における施策の連携・総合化の体制
- 観光関連施策における連携状況
- 国際・国内物流施策における連携状況
- 交通施策における連携状況
- バリアフリーにおける連携状況等

## 《提示意見等》

- ◆ 地域における施策の連携・総合化の体制については、ブロック単位では進みつつあるが、事務所・運輸支局レベルでは不十分であるので、実務レベルで連携施策を検討する体制を強化して、それぞれの施策の実施予定箇所に関する情報交換を計画段階から緊密に行い、具体的で効果的な連携施策を検討することが必要。
- ◆ 観光関連施策における連携状況については、両局の情報交換や施策の連携は徐々に進んできているが、不十分な点については改善が必要。
  - \* 「観光ルネサンス補助事業」において、公共公益施設整備事業に係る各種の補助制度を使った両局間の施策連携の調整が充分でない箇所がある地方運輸局と地方整備局は、両局の施策を組み合わせ、施策の連携をさらに深化させる取組みを増やすことが必要。
  - \* 地方整備局等は、外国人観光客の来訪促進を図る観点から、「外客来訪促進計画」に関して、「地方運輸局等からの情報の入手」や「事務所との情報共有」を進める等より積極的に取り組むことが必要。地方運輸局等は、この「外客来訪促進計画」について地方整備局等とも情報を共有することが必要。
- ◆ 国際・国内物流施策における連携状況については、各地域において、「総合物流施策推進会議」や「国際物流戦略チーム」を設置し、両局が中心となって施策の連携・総合化の取組みを実施しているが、より実効性の高い具体的な目標や連携施策の検討が不十分な地方整備局等・地方運輸局等においては、より積極的にそれらの検討をすることが必要。